

里親に ないませんか？



滋賀県

1. 里親とは

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。

子どもを育てたい「大人」のための制度ではなく、温かな愛情と安心・安全な養育環境を必要とする「子ども」のための制度です。

公的な責任で社会的に養育する社会的養護の担い手として、実家庭で暮らすことができない子どもたちを自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情を持って子どもの成長を支えるのが「里親」です。

2. 里親の要件

里親になるには、以下の要件があります。

- 子どもの養育についての理解および熱意ならびに子どもに対する豊かな愛情を有していること
- 経済的に困窮していないこと（親族里親は除く）
- 都道府県知事が行う里親研修を修了していること（親族里親は除く）
- 里親本人又はその同居人が児童福祉法に定める欠格事由（※）に該当していないこと

※欠格事由

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- 児童虐待または被措置児童等虐待を行った者 等

3. 里親の種類

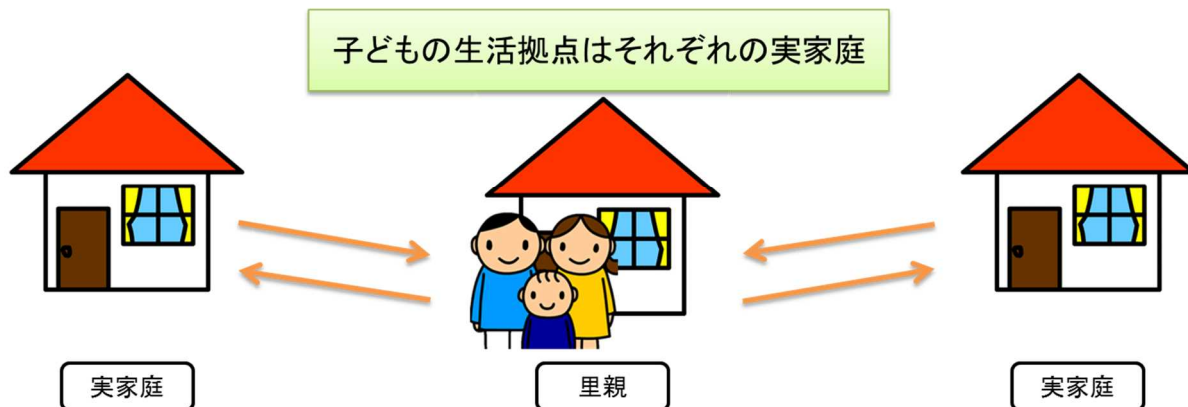
里親は、対応する子どもの特性や関係性等により4つの種類に分かれています。

- 養育里親
実家庭で生活することができない子どもを、実家庭に戻れるまで、または自立できるまで養育する里親
- 専門里親
虐待を受けた経験のある子どもや障がいのある子どもなど専門的なケアが必要な子どもを、経験と専門的知識を活かして養育する里親
- 養子縁組里親
将来にわたって親が養育していく見込みがなく、養子縁組が望まれる子どもを、養子縁組を前提として養育する里親
- 親族里親
子どもの扶養義務者で、親が死亡や行方不明等の事情により子どもを養育できなくなった場合に養育する里親

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象の子ども	保護者の入院、離婚、経済苦、養育の拒否、虐待など様々な事情から家庭で暮らすことができない子ども（要保護児童）	児童虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題行動を有する子ども、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある子ども	将来にわたって親が養育していく見込みがなく、養子縁組が望まれる子ども	子どもの両親や監護者が死亡、行方不明、拘禁等の状態であり、かつ扶養義務がある子ども
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ①要保護児童の養育についての理解および熱意ならびに子どもに対する豊かな愛情を有していること ②経済的に困窮していないこと ③都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること ④里親本人又はその同居人が児童福祉法に定める欠格事由に該当していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ①養育里親の資格要件①～④のすべてに該当すること ②次の要件のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・養育里親として3年以上委託された子どもの養育の経験を有すること ・3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること等 ③専門里親研修を修了していること ④委託された子どもの養育に専念できること 	<ul style="list-style-type: none"> ①養育里親の資格要件①、②および④のすべてに該当すること ②都道府県知事が実施する養子縁組里親研修を修了していること 	<ul style="list-style-type: none"> ①養育里親の資格要件①および④に該当すること ②要保護児童の扶養義務者およびその配偶者である親族であること ③要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること <p>※里親研修の受講を推奨しています。</p>
登録の有効期間	5年間	2年間	5年間	なし
委託できる子どもの数	4人まで (実子がいる場合は、子どもの合計人数が6人まで)	2人まで	養育里親と同じ	養育里親と同じ
委託期間	短期（数日、数週間程度）～長期（数年程度）原則として子どもが18歳に達するまで（20歳まで延長あり）	原則として2年以内	養子縁組が成立するまで	原則として子どもが18歳に達するまで（20歳まで延長あり）

里親形態別イメージ図

① 養育里親(一時保護委託)



○ ポイント ○

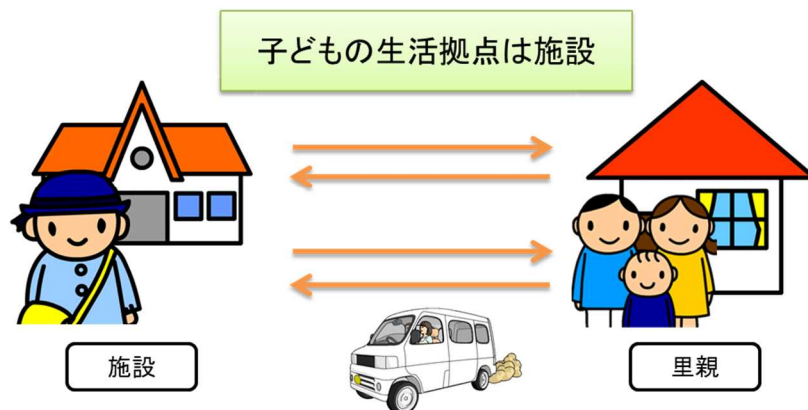
- ・預かる期間: 比較的短期間(数日～数週間)
- ・預かり方 : 突発的な依頼が多い
- ・預かる対象: 年齢や性別、預かる理由など様々で、いろいろな子どもを預かることが多い

※預かりの依頼の電話は突然かかってくる。
「今晚からでもお願いします!」ということも多いので、いつでも受け入れ体制がとれる人がベスト

例えば、こんな人……

- ・いつでも連絡が取れて、家庭に常に夫婦どちらか(単身の場合は、里親本人)が在宅して子どもの養育にあたる
- ・子どもを受け入れる部屋や設備がある
- ・乳幼児の養育経験があるとベター(乳幼児の緊急保護はニーズが多い)
- ・保育園や学校への送迎を依頼する場合もあるので、できれば運転免許があるのがベター(なくてもOK)

② 養育里親(ホームステイ)



○ ポイント ○

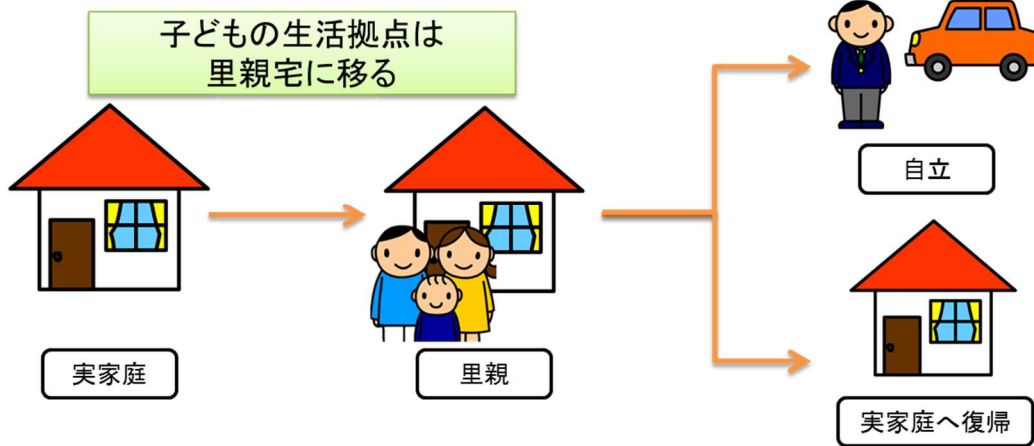
- ・預かる期間: 1回あたり14日間まで
- ・預かり方 : 計画的
- ・預かる対象: 施設に入所している子どもが対象で、同じ子どもを繰り返し預かることが多い

※対象の子どもが、施設を退所して自立するまで、息の長い支援になる。
退所後の心の拠り所にもなってもらえる方だと、更に良い。

例えば、こんな人……

- ・休みを計画的にとれる
- ・細く、長く、子どもと安定した関係を続けることができる
- ・社会、地域、家庭内で良好な人間関係を築いている(子どもにとって「将来の家庭モデル」になる、という意識が大切)
- ・送迎は基本的に里親が行うことになるので、運転免許は必須

③ 養育里親(長期養育)



○ ポイント ○

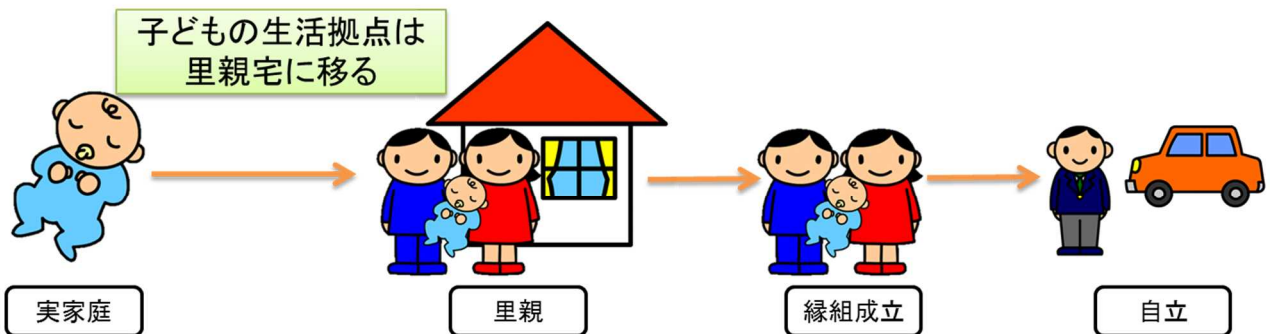
- ・預かる期間: 比較的長期間(数年間)
(場合によっては、20歳になるまで)
- ・預かり方 : 一定のマッチング期間あり
- ・預かる対象: 年齢や性別、預かる理由などは様々で、同じ子どもを継続的に預かることが多い

※養子縁組は行わないが、かなり長期間児童を預かり、生活を共にすることになる。

例えば、こんな人……

- ・ 受入れ希望年齢の対象幅が広い
- ・ 子どもの試し行動に、揺るがずに付き合える根気と体力がある
- ・ 家計が安定しており、子どもの社会的な自立を支えられる(委託期間が長期間になると、措置費だけでは賅えない費用も出てくる場合がある)
- ・ 家庭復帰を前提とした場合は、関係機関と連携して、実親と子どもの関係づくりに協力できる(実親を否定したり、交流を拒否しないなど)

④ 養子縁組里親(特別養子縁組前提)



○ ポイント ○

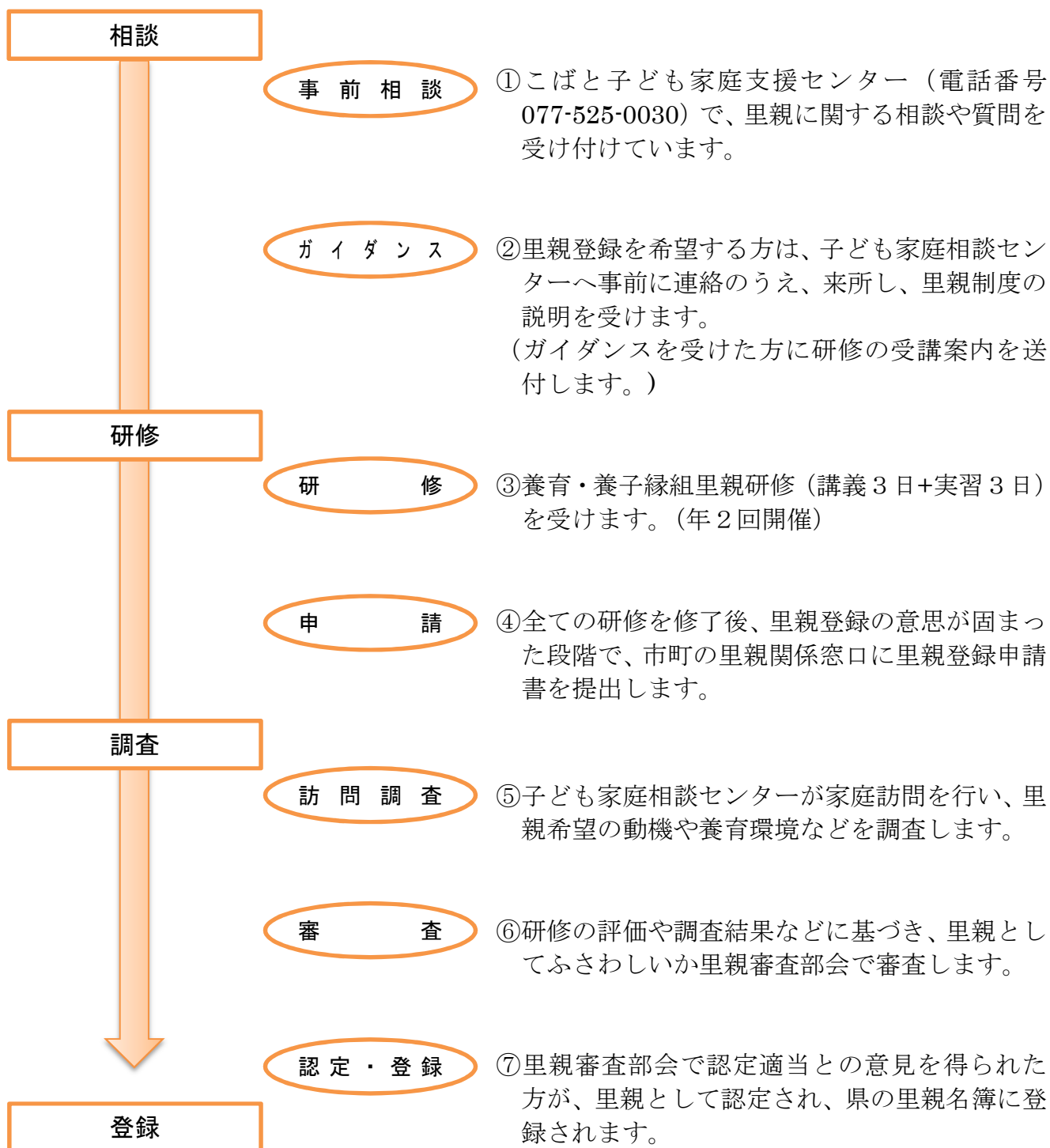
- ・預かる期間: 措置の期間は比較的短い
(子どもとの関係は永続的)
- ・預かり方 : マッチング期間あり
- ・預かる対象: 比較的低年齢の子ども

※特別養子縁組を必要とする子どもが対象。
縁組が成立すれば、基本的に離縁はできないので、何があっても、その子どもを受入れ、一生を共に生きるという覚悟が求められる。
性別や障害の有無など、里親側が子どもを選ぶことはできない。

例えば、こんな人……

- ・ 円満な家庭環境(夫婦、親族含め)
- ・ 夫婦どちらかが概ね45歳までで、体力があり、健康な人(乳幼児が成人するまで養育するので、体力勝負)
- ・ 親子関係が安定するまで、夫婦どちらかが家庭にあって養育に専念することができる
- ・ 子どもには自分のルーツを知る権利があるので、「養子であることを隠したい」という考えではない人

4. 里親になるまでの流れ



※里親登録後は、5年ごとに更新が必要です。

養育・養子縁組里親更新研修（講義1日+実習1日）を受講し、更新手続きを行います。
（専門里親は2年ごとに所定の更新研修を受講し、更新する必要があります。）

5. 里親委託までの流れ

要保護児童の発生



援助方針会議

①子ども家庭相談センターの会議で「里親委託が適当」との援助方針を決定します。

※ただし、次のような場合は当面は施設措置を検討します

- ①情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい
- ②保護者が明確に里親委託について反対している
- ③里親に対し、不当な要求を行うなど対応が難しい保護者
- ④子ども本人が里親委託に対して明確に反対の意向を示している など

事前調整

②「里親登録申請書」や「里親委託にかかる受入意向調査票」などをもとに、子どもと里親の相性や家庭環境などを考慮し、最も適当であると思われる委託先候補の里親を選定します。

委託の打診

③子ども家庭相談センターから委託先候補の里親に対して委託の打診を行い、受入れの意向があるかどうかを確認します。

マッチング

④受入れの意向が確認できた段階から、面会→外出→外泊の順に子どもと里親との交流（マッチング）を行います。

援助方針会議

⑤子ども家庭相談センターの会議で、正式な「里親委託」の措置を決定します。

里親家庭応援会議

⑥委託開始に向けて、里親と地域の支援者との顔合わせや支援方針、役割分担の確認を兼ねた会議を開催します。

委託開始

⑦委託開始後も、公的に子どもの養育を任された社会的養護の担い手として、子ども家庭相談センターや里親支援機関、地域、学校等の関係機関と協力して子どもの養育にあたります。



6. 里親が行う養育に関する最低基準(厚生労働省令第116号)

子どもの最善の利益を図るためには、里親としてこれだけは守らなければならない基準があります。

● 里親が行う養育の一般原則

- ①里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性および社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。
- ②里親は、前項の養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

● 児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子もしくは他の児童と比して、または委託児童の国籍、信条もしくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない。

● 虐待等の禁止

里親は、委託児童に対し、児童福祉法第33条の10に規定する児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

● 懲戒に係る権限の濫用禁止

里親は、委託児童に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその委託児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

● 教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

● 健康管理等

- ①里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
- ②委託児童への食事の提供は、栄養の改善および健康の増進を図るとともに、日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

● 衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備または飲用にする水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

● 給付金として支払を受けた金銭の管理

里親は、委託児童に係る給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- ① 委託児童に係る当該金銭およびこれに準ずるものをその他の財産と区分すること。
- ② 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- ③ 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- ④ 委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を委託児童に取得させること。

● 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ作成する自立支援計画に従って、委託児童を養育しなければならない。

● 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童やその家族の秘密を漏らしてはならない。

他に、記録の整備、苦情等への対応、都道府県知事への報告、関係機関との連携などを掲げ、里親制度の拡充をはかることとしている。

これらは、あくまでも最低基準です。里親は、これを超えて、養育の内容を向上させる努力が大切です。

7. 里親に関する支援

事業名	概要	対象者
里親家庭に対する 養育相談	里親等相談支援員および心理訪問支援員が里親家庭を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親家庭への養育相談などを行う。	現に子どもを養育している里親
レスパイト・ケア	委託の子どもを養育している里親が一時的な休息等を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設または他の里親等が子どもを一時的に預かる。 (子ども1人に対して年間10日)	現に子どもを養育している里親で、一時的な休息のための援助等が必要と認められる里親
ピア・カウンセリング	里親の養育力向上や里親同士の交流を図るため、講師等の助言のもとに、子どもの養育について話し合いの場を提供する。	全ての里親
未委託里親 トレーニング	未委託里親に対し、養育力向上のためのトレーニングを実施する。	未委託里親
研修会の開催	社会的養育に関する知識や技術を学ぶ機会を提供する。	全ての里親
里親賠償責任保険	養育中の子どもが事故にあったり、事故を起こして、里親に賠償責任が生じた場合に、里親の経済損失を補填し、里親の負担を軽減する。	現に子どもを養育している里親

滋賀県では、これらの事業の一部を県内の里親支援機関に委託し、関係機関と協力して里親家庭等への支援にあたっています。

◇ 里親支援機関について

里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設等や乳児院が、それぞれの特色に応じて、里親制度の普及促進、里親委託の推進、里親訪問等の支援を行う場合に、県が里親支援機関として指定します。

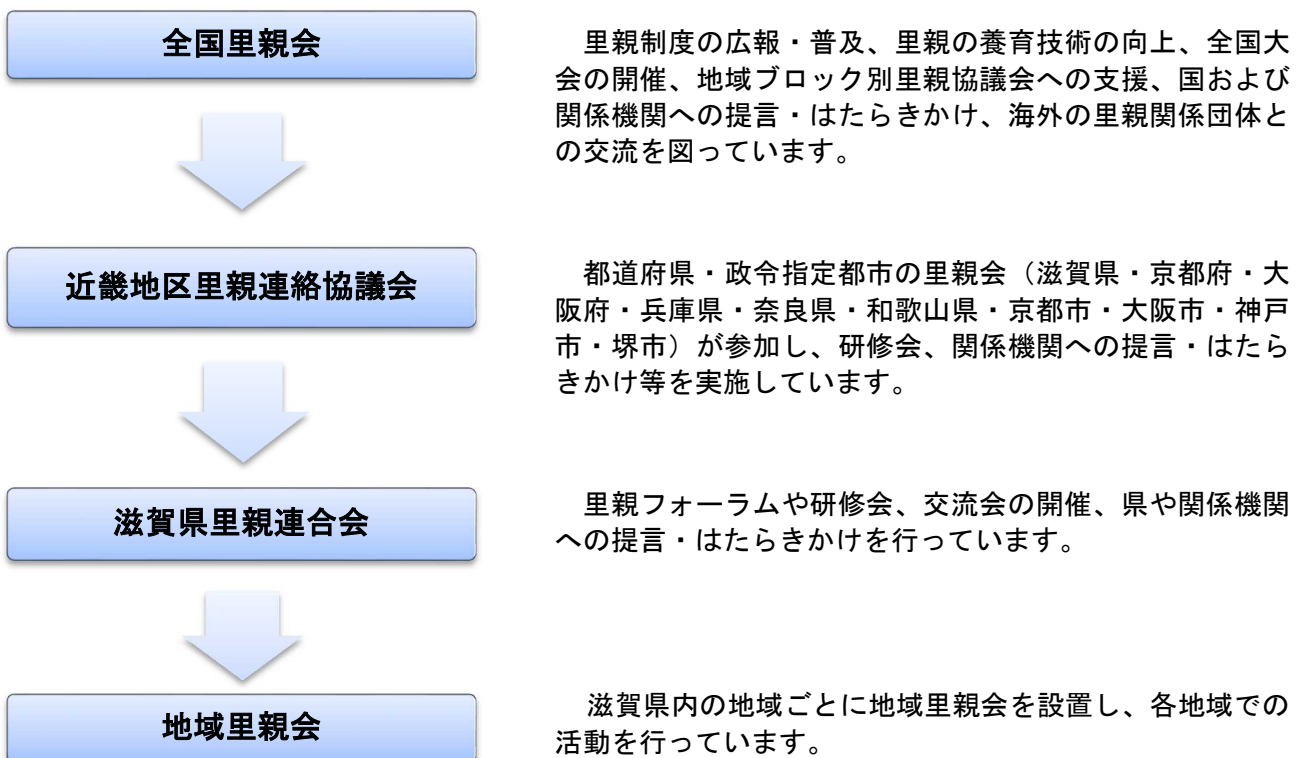
里親支援機関では、里親家庭に訪問し、子どもの状態把握や里親への相談・援助等を行ったり、里親同士の情報交換や養育技術の向上等を図ったりする取り組みを進めています。

8. 里親会について

里親会とは、里親で構成する団体で、各都道府県・指定都市にあります。実際に子どもを委託されている方だけでなく、委託を希望中の方も一緒になって互いに支え合い、子育ての悩みを分かち合いながら、よりよい家庭を築き、子どもの健やかな成長を願う、貴重な交流の場となっています。

里親会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 里親制度に関する調査・普及や制度改善のための活動 ➤ 里親の開拓、制度の普及啓蒙を図る里親フォーラムの開催や広報誌の発行 ➤ 養育に必要な知識と技術の向上、里親相互の連絡協調を図るための研修会や里親サロン等の里親支援事業の実施 ➤ 児童養護施設等との交流、施設で暮らす子どもへの支援 ➤ 関係機関やその団体との交流・連絡調整
--------	--

【組 織】



9. Q&A

Q 1 * 実子がいても里親になれますか。

A

実子の有無は、里親の要件には関係なく、実子がいても里親になることは可能です。ただし、子どもの委託を受ける際は、実子の意思も大切にする必要があります。また、委託された子どもと実子の関係で調整する必要が出てくることもあります。家族でよく相談してください。

Q 2 * 夫婦共働きでも里親になれますか。また、単身でも里親になれますか。

A

夫婦共働きや単身でも里親になれます。里親制度の趣旨をよく理解していただき、子どもの年齢や状況に応じて養育環境を整えていただくことが必要です。

必要に応じて保育園等の利用も可能ですが、子どもの養育状況について子ども家庭相談センターと相談のうえで決めてください。

Q 3 * 里親の年齢に制限はありますか。

A

具体的な年齢制限は設けていませんが、里親を希望される方の体力や生活状況などを考え、安全かつ適切に子どもを養育することができるか、安定した養育環境を子どもにとって必要な期間、きちんと提供することができるかどうかなど、ご相談させていただきます。

なお、特別養子縁組を希望する里親の場合は、原則25歳以上である必要があります。

Q 4 * 登録すれば、必ず子どもと出会えますか。

A

里親制度は「子どもにとって最適の養育者を探す」ための制度になります。里親登録順に子どもの養育をお願いするわけではありません。

登録後、すぐに出会いがある場合も、出会えるまでに時間がかかる場合も、出会えない場合もあります。

なお、受入れ可能な子どもについて里親の希望はお伺いしますが、委託先は子どもの立場にたって決められます。里親制度は「子どものためのものである」ということをご理解ください。

Q 5 * 委託を待つ間にできることはありますか。

A

登録から委託までの間は、里親支援機関が開催する研修会や行事等に積極的に参加し、里親制度や子育てについての理解をより深めていただければと思います。

子ども家庭相談センターでは、里親家庭の状況や社会的養護に対する理解度、研修等の受講状況、「里親委託にかかる受入意向調査票」などの情報をもとに、委託候補先の里親を検討します。

また、市町や子ども家庭相談センターから緊急で一時的な子どもの預かりをお願いすることもあります。

Q 6 * 養育に必要な経費は里親が負担するのでしょうか。

A

子どもの年齢に応じて里親手当（親族里親、養子縁組里親は除く）、生活費、教育費など必要最低限の経費は県から支給されます。あくまで必要最低限ですので、里親家庭で工夫をお願いすることもあります。

※医療費は専用の受診券により、通常の医療受診にかかる自己負担分は免除されます。

※予防接種等を行う場合、別途申請が必要となります。

10. 関係機関一覧

里親事前相談窓口

名称	所在地	電話番号
こばと子ども家庭支援センター (社会福祉法人 小鳩会 内)	520-0027 大津市錦織一丁目14-25	077-525-0030

県庁

名称	所在地	電話番号
子ども・青少年局	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1	077-528-3556

子ども家庭相談センター（児童相談所）

名称	所在地	電話番号
中央子ども家庭相談センター (管轄:草津市/守山市/栗東市/甲賀市/ 野洲市/湖南市)	〒525-0072 草津市笠山七丁目4-45	077-562-1121
彦根子ども家庭相談センター (管轄:彦根市/長浜市/近江八幡市/東近 江市/米原市/蒲生郡/愛知郡/犬上郡)	〒522-0043 彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
大津・高島子ども家庭相談センター (管轄:大津市/高島市)	〒520-0801 大津市におの浜四丁目4-5	077-548-7768

市町里親関係担当窓口

名称	所在地	電話番号
草津市 家庭児童相談室	〒525-8588 草津市草津三丁目13-30	077-561-2373
守山市 こども家庭相談課	〒524-8585 守山市吉身二丁目5-22	077-582-1159
栗東市 子育て応援課 家庭児童相談室	〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0300
甲賀市 子育て政策課 家庭児童相談室	〒528-0005 甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2177
野洲市 子育て家庭支援課 家庭児童相談室	〒520-2395 野洲市小篠原2100-1	077-587-6140
湖南市 子ども政策課 家庭児童相談室	〒520-3288 湖南市中央1-1	0748-71-2345
彦根市 子育て支援課 家庭児童相談室	〒522-0041 彦根市平田町670	0749-26-0994
長浜市 子育て支援課 家庭児童相談室	〒526-8501 長浜市八幡東町632	0749-65-6544
近江八幡市 子ども支援課 子ども家庭相談室	〒523-8501 近江八幡市桜宮町236	0748-31-4001
東近江市 こども相談支援課	〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5663
米原市 子育て支援課 子ども家庭相談室	〒521-0292 米原市長岡1206	0749-55-8112

名称	所在地	電話番号
日野町 子ども支援課	〒529-1698 蒲生郡日野町河原1-1	0748-52-6583
竜王町 健康推進課	〒520-2592 蒲生郡竜王町大字小口5番地1	0748-58-1006
愛荘町 子ども支援課	〒529-1380 愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7693
豊郷町 保健福祉課	〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8116
甲良町 保健福祉課	〒522-0244 犬上郡甲良町大字在土357-1	0749-38-5151
多賀町 福祉保健課	〒522-0341 犬上郡多賀町多賀221-1	0749-48-8115
大津市 子ども家庭課 子ども家庭相談室	〒520-8575 大津市御陵町3-1	077-528-2688
高島市 子ども家庭相談課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8517

※各市町の窓口については、令和元年8月現在のものです。

健康福祉事務所

名称	所在地	電話番号
東近江健康福祉事務所 (管轄：蒲生郡)	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1300
湖東健康福祉事務所 (管轄：愛知郡/犬上郡)	〒522-0039 彦根市和田町41	0749-21-0283

里親支援機関

名称	所在地	電話番号
滋賀県里親連合会	〒520-0047 大津市浜大津4-1-1 大津市市民活動センター内	090-4283-7998
社会福祉法人 小鳩会 乳児院 小鳩乳児院 児童養護施設 小鳩の家	〒520-0027 大津市錦織一丁目14-25	077-525-0030
社会福祉法人 甲賀学園 児童養護施設 鹿深の家	〒520-3402 甲賀市甲賀町小佐治3571	0748-88-2015
社会福祉法人 湘南学園 児童養護施設 湘南学園	〒520-0862 大津市平津二丁目4-9	077-537-0046
社会福祉法人 ひかり会 児童養護施設 守山学園	〒524-0004 守山市笠原町1257-1	077-582-2887
社会福祉法人 さざなみ学園 児童心理治療施設 さざなみ学園	〒522-0004 彦根市鳥居本町1586	0749-22-2523



子どもたちに 新しい絆を



【発行】

令和元年 9月

滋賀県（子ども・青少年局）

（所在地）〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

（電話）077-528-3556

（FAX）077-528-4854